

# 自主防犯組織規約

(名称及び所在地)

第1条 この組織は、  
と称し、事務所を  
に置く。

(目的)

第2条 この組織は、住民の隣保共同の精神に基づき自主的な防犯活動を行うことにより、地域の各種犯罪発生を抑止を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 この組織は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 地域の防犯パトロールに関すること。
- (2) 防犯に関する知識の普及に関すること。
- (3) 地域の防犯対策に関すること。
- (4) その他この目的達成のために必要な事項。

(構成員)

第4条 この組織は、第2条に掲げる目的に賛同した者をもって構成する。

(役員)

第5条 この組織に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 名
- (3) 役員 名

(役員の仕事)

第6条 会長は、この組織を総理し、代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。

3 役員は、この組織の運営にあたる。

(会議)

第7条 この組織の会議は、役員会とする。

(役員会)

第8条 役員会は、第5条に定める役員をもって構成する。

2 役員会は、毎年1回開催する。また、会長が必要と認めた場合は、臨時に役員会を開催することができる。

3 役員会は、会長が招集し、議事を主宰する。

4 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 事業計画に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) その他、役員会が特に必要と認めたこと。

(経費)

第9条 本隊の運営に関する経費は、  
からの収入をもって充てる。

(附則)

この規約は、令和 年 月 日から実施する。

# 参考例

## 自主防犯組織規約

(名称及び所在地)

第1条 この組織は、〇〇〇自治会防犯パトロール隊と称し、事務所を〇〇自治会館に置く。  
他にも〇〇〇自主防犯組織など

(目的)

第2条 この組織は、住民の隣保共同の精神に基づき自主的な防犯活動を行うことにより、地域の各種犯罪発生の抑止を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 この組織は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (5) 地域の防犯パトロールに関すること。
- (6) 防犯に関する知識の普及に関すること。
- (7) 地域の防犯対策に関すること。
- (8) その他この目的達成のために必要な事項。

(構成員)

第4条 この組織は、第2条に掲げる目的に賛同した者をもって構成する。

(役員)

第5条 この組織に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 名
- (3) 役員 名

(役員の仕事)

第6条 会長は、この組織を総理し、代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。

3 役員は、この組織の運営にあたる。

(会議)

第7条 この組織の会議は、役員会とする。

(役員会)

第8条 役員会は、第5条に定める役員をもって構成する。

2 役員会は、毎年1回開催する。また、会長が必要と認めた場合は、臨時に役員会を開催することができる。

3 役員会は、会長が招集し、議事を主宰する。

4 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 事業計画に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) その他、役員会が特に必要と認めたこと。

(経費)

第9条 本隊の運営に関する経費は、〇〇〇自治会費からの収入をもって充てる。

(附則)

この規約は、令和 年 月 日から実施する。